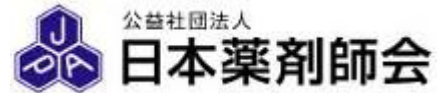


2020年7月17日

Press Release

報道関係各位



経済財政運営と改革の基本方針 2020 の閣議決定を受けて

公益社団法人 日本薬剤師会は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 の閣議決定を受けて、考え方を公表いたしました。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課

電話：03-3353-1171

FAX：03-3353-6270

koho@nichiyaku.or.jp

経済財政運営と改革の基本方針 2020 の閣議決定を受けて

政府は本日、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を閣議決定しました。

本方針は、我が国が新型コロナウイルス感染症による危機に追われる中、新たな時代を見据え、未来を先取りする社会変革に取り組みながら「新たな日常」の実現を目指すことが示されたものとなっております。

本年初頭、中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも感染例が認められ、その後横浜港へ帰港した大型クルーズ船内での感染拡大といった事態に直面しましたが、国内への感染拡大を防御すべく国を挙げての対応を進める努力を嘲笑うように、我が国に留まることなく、瞬く間にその感染は世界中に拡散し、日本経済のみならず世界規模で未曾有の経済的ダメージを受ける事態となっております。

こうした環境を受けて本方針では、今回の新型コロナ禍を念頭に、我が国の経済再生に向けての様々な指針が示されています。「ウィズコロナ」「新たな日常」という生活様式の改革を求めつつ、落ち込んだ経済再生へ向けた指針が記載されており、Society5.0 を目指した社会システムのデジタル化の推進や雇用・事業の継続に対する財政支援等、現在解決が急がれる課題に対する対応策が網羅的に提言されていますが、現場感覚からするとお題目に留まることなく有効かつ効果的、また迅速に、施策が実行されることを望みます。

併せて、医療現場で必要となる感染防護具や医療機材、医薬品原薬等の確保・備蓄、国内生産体制の整備についても着実に進めるべきものであると考えております。

「新たな日常」を支える社会の実現に向けては、「かかりつけ薬剤師の普及を進める」ことや「一般用医薬品等の普及によるセルフメディケーションの推進」は、国民の疾病予防・健康づくりを担う健康サポート薬局の拡充に他ならず、同時に改正薬機法により整備される認定薬局制度等を通じて、さらに強化する必要があると認識しています。

新しい生活様式の1つとして示された、診療から薬剤の受取までオンラインで完結する仕組みについては、いわゆる「0410 事務連絡」に基づく時限的・特例的な措置としての電話等による服薬指導の結果・検証をもとに、改正薬機法によるオンライン服薬指導の趣旨を踏まえ、本来的な医薬品の「安全使用の確保」という観点から、適切なルールの下での体制構築が必要であると考えます。

また、社会保障制度における医療関連の事項では、医療機関と並んで薬局の経営状況にも十分に配慮するよう記載されている点は評価いたしますが、反面、三師会をはじめ関連団体が挙げてその実施の見送りを求めていた「今年の薬価

調査」については、「新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して」という条件が付記されており、現在の医療機関・薬局等の置かれた状況に鑑みると、「中間年調査の実施」を前提とする姿勢は到底納得できるものではないことも事実です。しかし、ここまでの記載に向けてご尽力を頂いた関係方面の皆様には感謝を申し上げます。

加えて、本年度第二次補正予算の中で、感染拡大防止のための支援対象に薬局が含まれたものの、地域医療提供体制の維持・確保には薬局・薬剤師も不可欠な存在であることが未だ十分に理解されていない点は残念であると同時に、その原因等について早急な再確認が求められているものと認識しています。

すでに、東京都では急速に感染者の増加が報告されており、PCR 検査数の増加だけでは説明が困難な状況下にあります。医療崩壊の危機を再び招かぬよう、日本薬剤師会は地域住民の健康を守るために、今後とも多職種と連携し、地域医療提供体制を維持するため薬剤師・薬局の役割を全うしてゆく所存です。

令和2年7月17日
公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本 信夫